

高山市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

高山市選挙管理委員会
委員長 川上 実

- 1 令和8年6月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の数 68,433人
2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

条例の制定又は改廃の請求（地方自治法第74条第1項）	1,369人
監査の請求（地方自治法第75条第1項）	
合併協議会設置の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項、第5条第1項）	

- 3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数

市議会の解散の請求（地方自治法第76条第1項）	22,811人
市議会議員の解職の請求（地方自治法第80条第1項）	
市長の解職の請求（地方自治法第81条第1項）	
副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求（地方自治法第86条第1項）	
教育委員会の教育長又は委員の解職の請求（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項）	

- 4 選挙権を有する者の総数の6分の1の数

合併協議会設置協議についての投票の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項、第5条第15項）	11,406人
---	---------